

「ちばの木の家づくり推奨店」認定制度実施要領

(趣 旨)

第1 この要領は、ちば県産材の需要拡大を図るため、ちばの木認証センター(以下、「認証センター」という。)が千葉県からの補助を受け「ちばの木の家づくり推奨店」(以下、「推奨店」という。)を認定するに当たり、必要な事項を定めたものである。

(定 義)

第2 「ちばの木の家」とは、木造の住宅及び建築物の使用木材の50%以上千葉県産材で占める建物をいう。

(業務の内容)

第3 認証センターが行うべき業務は次のとおりとする。

- (1) 推奨店の認定を受けようとする者からの申請書の受付
- (2) 推奨店の審査及び認定
- (3) 推奨店が認定の条件を満たせなくなった場合の認定取消し
- (4) 推奨店の県民への周知
- (5) その他、ちば県産材の需要拡大を図るために必要な事項

(推奨店の認定条件)

第4 推奨店の認定を受けようとする者は、原則として次の条件の全てを満たさなければならない。

- (1) 「ちばの木活用コーディネーター養成講座受講修了者」等、木造住宅の設計や施工に関し総合的な知識や経験を有し、相談者からの問い合わせ等に応じられる木材業者・製材業者・建築施工業者・大工工務店・建築士・建築施工管理技士等
- (2) ちば県産材の需要拡大を図るという趣旨に賛同する者
- (3) 木材業者・製材業者等にあっては「ちばの木認証要領」の規定による「ちばの木取扱事業者」の認定を受けている者

(申 請)

第5 推奨店の認定を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、ちばの木の家づくり推奨店認定申請書(別記様式第1号)(以下、「申請書」という。)を認証センターに提出するものとする。

(認 定)

第6 認証センターは、第5により提出された申請書を受理したときは、第4に定める条件等を審査のうえ、審査委員会に諮るものとする。

- 2 審査委員会は、適当と認めた場合はちばの木の家づくり推奨店認定証（別記様式第2号）（以下、「認定証」という。）を交付するものとする。
- 3 認定書の有効期限は定めないものとする。このため認証センターは、令和3年3月31日に有効期限を迎えた認定書から、順次、認定書の切り替えを行うものとする。
なお、認証センターは、適宜、認定内容が変更していないか確認するものとする。
- 4 認証センターは、認定証交付者をちばの木の家づくり推奨店認定者名簿（別記様式第3号）（以下、「認定者名簿」という。）に搭載し、ホームページで公表する。
- 5 認証センターは、認定者が認定条件を満たしていない時、又は連絡が取れないと判断した場合には、審査委員会に諮り認定を取消することができる。この場合、当該事業者へ通知するとともに、知事に報告するものとする。
なお、認定を取消された事業者については、一定の期間、再認定は行なわないものとする。

（申請内容の変更等）

- 第7 認定者は、申請内容に変更があったとき、又は、第6の3により認証センターから指示があったときは、速やかにちばの木の家づくり推奨店変更届出書（別記様式第4号）（以下、「変更届出書」という。）に交付済みの認定証を添えて認証センターに提出するものとする。
 - 2 認証センターは、前項の届出があったときは、認定証の変更交付、認定者名簿の変更、その他必要な措置を行うものとする。

（認定書の返納）

- 第8 認定者は、廃業等により第4の認定条件を満たさなくなった時は、認定書を認証センターに返納するものとする。

（その他）

- 第9 この要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、認証センターが県と協議し定める。

附則

- この要領は、平成22年 6月10日から施行する。
- この要領は、令和 3年 5月31日から施行する。